

知ってますか？

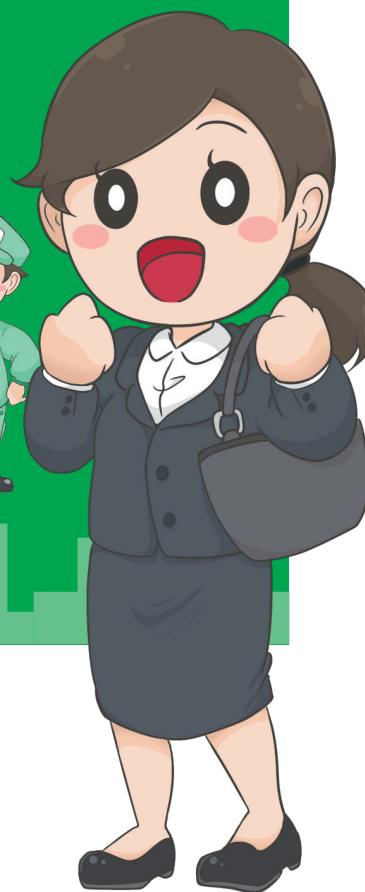
四日市市には

独自の

障害者雇用

助成制度

あるんです！





事業者の皆様へ

障害のある人の雇用について

平素は、本市における雇用行政の推進にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

また、事業者の皆様におかれましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨のもと、障害者雇用につきまして、ご理解とご協力いただいておりますことを、重ねて感謝申し上げます。

本市では、障害のあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害者雇用についての理解を深め、雇用を促進し、職場への定着を図ることを目的とした雇用対策を推進しています。

このパンフレットでは、障害者雇用の際にご利用いただける各種補助制度を掲載しておりますので、障害者雇用を進める際にご活用いただければ幸いです。

なお、市の職員等が雇用の啓発や、障害者雇用に関する助成金制度等のご紹介に随時、事業所訪問をさせていただいております。ご多忙と存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

四日市市

content

障害者雇用をお願い	1
障害者雇用促進法が改正されました・ 四日市市障害者雇用職場空間整備支援事業費補助金	2
四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金	3
四日市市障害者雇用職場定着支援補助金	4
四日市市特例子会社設立事業費補助金	5
四日市市施設外就労促進事業費補助金	6
重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金等	7
四日市市重度障害者等就労支援特別事業	9
四日市市雇用促進交付金・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度・ 障害者雇用促進企業登録制度	10



障害者雇用促進法が改正されました 主な改正内容

●令和6年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられました

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

民間事業主の法定雇用率が令和6年4月1日から引き上げられ2.5%となりました。「従業員規模40人以上」の企業では、法令で定める人数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。令和8年7月には2.7%への引き上げが予定されています。

●令和7年4月1日から障害者雇用の除外率が引き下げられました

令和7年4月1日から一部業種に設定されている除外率が、一律10ポイント引き下げられました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1745395772221/index.html>



令和7年度新設の補助金があります！

障害者の意欲、能力を発揮できる職場づくりのハード整備にかかる費用の一部を助成します。

四日市市障害者雇用職場空間整備支援事業費補助金 〔四日市市 商業労政課 雇用労政係〕	
対象者	①～③のすべてを満たす事業所 ① 市内に本店を有する法人 ② 1人以上の障害者を一般常用労働者として雇用し、市内で勤務させている ③ 市税を滞納していない
補助対象事業	トイレ改修、通路拡張、スロープ、拡大読書器、読み上げソフト等の導入など
対象経費	工事等の業者への委託費用または資材の購入費
補助額	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 上限50万円（1事業者につき1年度1回まで）
募集期間	市ホームページ・広報に掲載します ※着手前に申請が必要（事前にご相談ください）





障害のある人を雇用する事業者を支援します

四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金		[四日市市 商業労政課 雇用労政係]
対象者	市内在住の障害のある人を雇用した事業者の方 ※四日市市障害者雇用職場定着支援補助金（P4）との併用はできません。	
区分	①障害者トライアル奨励金	②障害者雇用奨励金
要件	公共職業安定所または民間の職業紹介事業者の紹介により、障害者を試行雇用（トライアル雇用）する事業主（市外の事業主を含む。）に対して奨励金を支給します。 公共職業安定所のトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）に上乗せ支給する制度です。	国の「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」の支給期間終了後も、障害者を常用労働者として雇用する事業主（市外の事業主を含む。）に対して奨励金を支給します。 特定求職者雇用開発助成金支給期間終了後に支給する制度です。
補助額	1人当たり 4万円/月	重度障害者 ：1人当たり 6万円/月 重度以外の障害者：1人当たり 4万円/月
補助期間	3ヵ月間	6ヵ月間
募集期間	随時申請受付	

補助金支給の流れ

まずはハローワーク等を通してトライアル雇用

トライアル
雇用から
開始する場合

国：トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）
市：四日市市障害者トライアル奨励金（最長3ヵ月）

支給終了後

国：特定求職者雇用開発助成金
（企業規模や障害の程度により期間が異なります）

支給終了後

市：四日市市障害者雇用奨励金（最長6ヵ月）



トライアル
期間を設けずに
雇用する場合

国：特定求職者雇用開発助成金
（企業規模や障害の程度により期間が異なります）

支給終了後

市：四日市市障害者雇用奨励金（最長6ヵ月）

この補助金については、市ホームページでもご覧いただけます▶





四日市市障害者雇用職場定着支援補助金

[四日市市 商業労政課 雇用労政係]

対象者	障害のある人（市民※）を雇用した事業者の方 ※四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金、国のトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）及び特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）との併用はできません。
要件	新たに、対象となる障害のある人（市民）を雇用する、①かつ②を満たす事業所 ①新たに雇用する障害のある人を市内の事業所等で勤務させる ②四日市公共職業安定所の雇用保険適用事業所 または、労働者災害補償保険適用事業主 ※市内に本店を有している事業所等が市内にて勤務させる場合は、市民以外の障害のある人も対象となります。 【対象となる障害のある人】 障害者手帳を所有しており、かつ、国のトライアル雇用・特定求職者雇用開発助成金の対象となっていない人
補助額	雇用期間、企業規模や雇用保険対象者により金額が異なります。（詳細は下記）
募集期間	随時申請受付

補助額の詳細について

補助対象期間

補助対象期間は、雇用開始日から雇用開始日を含めて3年間。補助対象期間のうち、雇用継続期間及び申請対象期間については下記のとおり。

雇用継続期間	雇用開始日から 3ヵ月	雇用開始日から 6ヵ月	雇用開始日から 1年	雇用開始日から 2年	雇用開始日から 3年
申請対象期間	雇用期間 1ヵ月目～3ヵ月目	雇用期間 4ヵ月目～6ヵ月目	雇用期間 7ヵ月目～12ヵ月目	雇用期間 13ヵ月目～24ヵ月目	雇用期間 25ヵ月目～36ヵ月目

補助金の額

		継続雇用 期間	継続雇用 3ヵ月	継続雇用 6ヵ月	継続雇用 1年	継続雇用 2年	継続雇用 3年
週あたりの 所定労働時間 30時間以上	重度	大企業	30	40	70	150	200
		中小企業	40	50	100	200	300
	重度以外	大企業	20	30	50	100	150
		中小企業	30	40	70	150	200
短時間雇用等 ※1		大企業	10	20	40	80	100
		中小企業	20	30	50	100	150
雇用率の対象とならない人 ※2			10	20	40	80	100

※1：週あたりの所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者

（単位：千円、一人あたり）

並びに週あたりの所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者

※2：週あたりの所定労働時間が、10時間未満の労働者並びに重度以外の身体障害者及び知的障害者



この補助金については、市ホームページでもご覧いただけます▶



障害者の雇用に特別の配慮をした子会社の設立を支援します

四日市市特例子会社設立事業費補助金		[四日市市 商業労政課 雇用労政係]
対象者	市内に特例子会社またはその支店を設立する企業	
対象経費	人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、役務費、委託料、賃借料、工事請負費、備品購入費	
補助額	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 上限150万円	
募集期間	随時申請受付	

特例子会社制度とは・・・

障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度です。
(企業グループによる実雇用率算定も可能です。)

特例子会社設立によるメリット

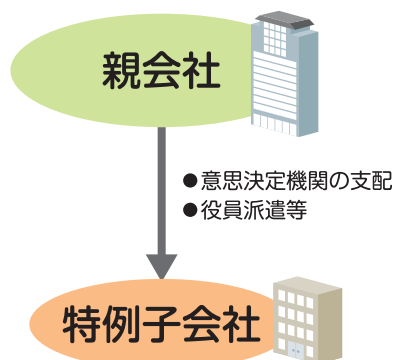
(1) 事業主にとってのメリット

- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

(2) 障害者にとってのメリット

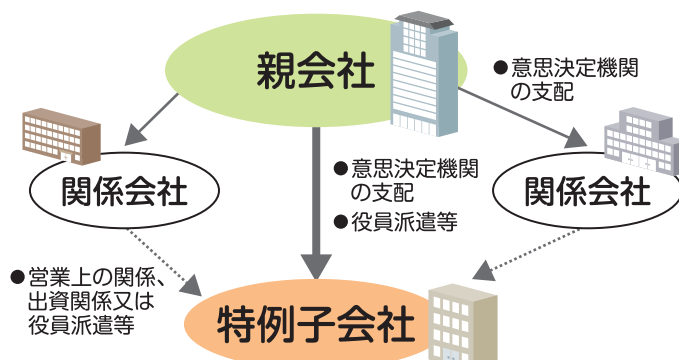
- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

特例子会社制度



特例子会社を親会社に合算して
実雇用率を算定

グループ適用 (平成14年10月から施行)



関係会社を含め、グループ全体を
親会社に合算して実雇用率を算定

この補助金については、市ホームページでもご覧いただけます▶





福祉事業所等による施設外就労を受け入れていただく企業等を支援します

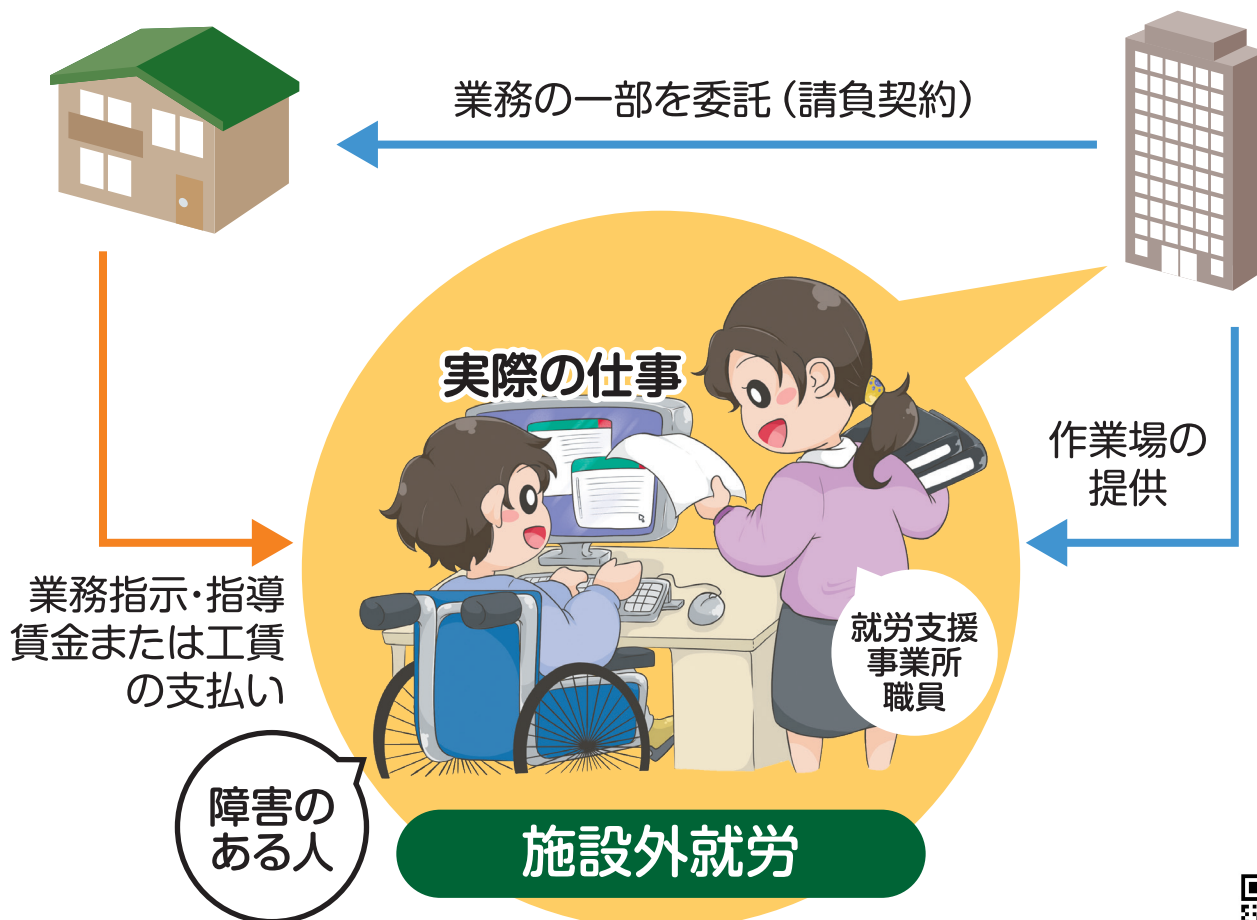
四日市市施設外就労促進事業費補助金				【四日市市 商業労政課 雇用労政係】	
対象者	市内企業等				
要件	①かつ②を満たす事業所 ①市内にある就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・ 就労継続支援B型事業所からの施設外就労を受け入れる ②初めて施設外就労を受け入れる				
補助額	6万円／月		補助期間	6ヵ月間	
募集期間	随時申請受付		募集件数	3件程度	

施設外就労とは

就労支援事業所の職員が利用者に同行し、企業から請負った作業を当該企業内で行います。企業は就労支援事業所に請負代金を支払い、就労支援事業所から利用者に賃金または工賃を支払います。

就労支援事業所

企業





重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・重度訪問介護サービス利用者等
通勤援助助成金 [独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構]

対象者	下記の障害者を雇用し、 サービス事業者への委託を行い下記の措置を行う市内事業者の方						
助成対象 となる 障害者	次のいずれにも該当する方 ① 重度訪問介護サービス等の支給決定を受けている者 ② 身体障害者、知的障害者又は精神障害者 ③ 週所定労働時間10時間以上の者 (年度末までに10時間以上に引き上げることを目指す者を含む。)						
助成対象 となる 措置 (委託内容)	①職場介助（業務に必要な支援） イ：PC等情報処理機器の準備・調整、情報アクセス・ 入力（文・デザインの創案を除く）・出力等に係る操作、書類の頁めくり、 文字盤・口文字等の読み取り ロ：代読・代筆（文・デザインの創案を除く）・録音図書の作成 ハ：書類等の整理 ニ：業務上の移動・外出に係る付き添い（介助者による自動車の運転を除く） ②通勤援助 障害者の通勤（公共交通機関を利用する通勤に限る。）に 係る指導・援助が助成対象となります						
支給額		職場介助			通勤援助		
	助成金の 支給対象 費用	職場介助を対象として支払った サービス事業者への委託費用			通勤援助を対象として支払った サービス事業者への委託費用		
	支給額	企業規模	助成率	支給限度額	企業規模	助成率	支給限度額
		中小企業 以外	4／5	月額 13万3千円	中小企業 以外	4／5	月額 7万4千円
		中小企業	9／10	月額 15万円	中小企業	9／10	月額 8万4千円
支給期間	年度ごとに、委託による支援を 開始した日から当該年度末まで となります			年度ごとに、委託による支援を 開始した日から3ヵ月間と なります			
募集期間	随時申請受付 連絡先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重支部高齢・障害者業務課 TEL059-213-9255 FAX059-213-9270						



雇用施策（障害者雇用納付金助成金）※①と 福祉施策（重度障害者等就労支援特別事業）の連携による 重度障害者等の就労支援の枠組みのイメージ



勤務時間 →

在宅	出勤	就労	休憩	就労	退勤	在宅
採用後の各年度3ヵ月目まで						
重度訪問介護サービスなど	※② 障害者雇用納付金助成金	※① 障害者雇用納付金助成金			※② 障害者雇用納付金助成金	重度訪問介護サービスなど
		対象の支援 文書の朗読や作成、 機器の操作や入力作業、 業務上外出の付き添い等				
		企業負担				
		重度障害者等就労支援特別事業				
対象の支援 喀痰吸引、姿勢の調整、 安全確保のための見守り等						
企業負担						企業負担
本人負担						
※①「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」 ※②「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」						
各年度4ヵ月目以降						
重度訪問介護サービスなど	重度障害者等就労支援特別事業	※① 障害者雇用納付金助成金			重度障害者等就労支援特別事業	重度訪問介護サービスなど
		対象の支援 文書の朗読や作成、 機器の操作や入力作業、 業務上外出の付き添い等				
		企業負担				
		重度障害者等就労支援特別事業				
対象の支援 喀痰吸引、姿勢の調整、 安全確保のための見守り等						
本人負担						本人負担
本人負担						

※①「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」 ※②「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」



四日市市重度障害者等就労支援特別事業

四日市市重度障害者等就労支援特別事業		[四日市市 障害福祉課 障害福祉係]						
対象者	企業に雇用され就労を行う重度障害者等であって、通勤や職場等における支援が必要である者							
要件	以下の条件をいずれも満たすこと ①障害者総合支援法に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を本市の援護によって受けていること ②四日市市内に居住地を有していること ③-(i) 企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上であること （週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できる場合を含む もしくは、 ③-(ii) 自営業者等であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの							
支援の内容	企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる以下の支援 ①喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援 ②4ヵ月目以降の通勤支援等 ③重度障害者等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援							
利用者の負担	本人及び、配偶者の税額に応じて、下記のとおり利用者が負担する額が生じます <table><tr><th>受給者の区分</th><th>負担上限月額</th></tr><tr><td>本人・配偶者の市民税が課税の場合</td><td>負担上限月額は9,300円 ※ただし、当該月の基準額の1割が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。</td></tr><tr><td>本人・配偶者の市民税が非課税の場合</td><td>負担上限月額は0円</td></tr></table>		受給者の区分	負担上限月額	本人・配偶者の市民税が課税の場合	負担上限月額は9,300円 ※ただし、当該月の基準額の1割が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。	本人・配偶者の市民税が非課税の場合	負担上限月額は0円
受給者の区分	負担上限月額							
本人・配偶者の市民税が課税の場合	負担上限月額は9,300円 ※ただし、当該月の基準額の1割が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。							
本人・配偶者の市民税が非課税の場合	負担上限月額は0円							
申請可能期間	随時申請受付 連絡先 障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016 E-mail: syougai-fukushi@city.yokkaichi.mie.jp							



産業現場実習（インターンシップ）を受け入れていただく事業者を支援します

四日市市雇用促進交付金		【四日市市 商業労政課 雇用労政係】
対象者	市内に住所を有しており、下記の実施主体が実施する産業現場実習（インターンシップ）を受け入れる事業者の方	
インターンシップ実施主体	◆三重労働局 ◆四日市公共職業安定所 ◆四日市市社会福祉協議会 ◆「地域若者サポートステーション」事業（国委託事業）を受託している市内に住所を有する団体	
対象インターン生	市内在住の障害のある人および若年者	
補助額	1万5千円／回	
募集期間	随時申請受付	

障害者雇用を推進する企業の認定制度・優遇制度があります！

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）		[四日市公共職業安定所]	
認定基準	○厚生労働省が定める評価基準に基づき算出された合計点が基準点を上回っていること ○雇用率制度の対象障害者を法定雇用障害者数以上雇用していること など ※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html)		
メリット	○自社の商品・サービス・広告等への認定マーク表示が可能となる ○日本政策金融公庫の低利融資対象となる ○厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となる など		
申請可能期間	随時申請受付	（連絡先）	四日市公共職業安定所（ハローワーク四日市） 求人企画部門 TEL 059-353-5566（31＃）

障害者雇用促進企業登録制度		[四日市市 調達契約課 調達係]
対象者	①～③のすべてを満たす事業所 ①市の「入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」に登録されている ②市内に本店又は支店等を有する中小企業 ③市内の本店又は支店等における障害者雇用率が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）に規定する障害者雇用率以上である	
調達方法	指名競争入札及び随意契約により物品等を調達しようとする際に、障害者雇用促進企業を優先して指名（登録企業が必ず指名されるわけではありません）	
対象物品等	市が調達する物品、印刷物及び業務委託（建設工事関係は除く）	
有効期間	登録日から同日の属する年度の3月31日まで	
申請可能期間	随時申請受付 （連絡先） 調達契約課 調達係 TEL 059-354-8124 FAX 059-354-8379 E-mail: choutatsu@city.yokkaichi.mie.jp	

問い合わせ先一覧

ハローワーク四日市

お問い合わせ内容▶ **障害者の雇用に関する相談・求人**

〒510-0093 四日市市本町3-95

TEL 059-353-5566

四日市障害者就業・生活支援センタープラウ／四日市市社会福祉協議会

お問い合わせ内容▶ **障害者の就業に関する相談・雇用継続に向けた支援**

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号（総合会館2F） TEL 059-354-2550

✉ y-sigoto@cty-net.com

四日市市役所 障害福祉課 障害福祉係

お問い合わせ内容▶ **障害福祉サービスの相談など**

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号（市役所3階）

TEL 059-354-8527

✉ syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp

FAX 059-354-3016

四日市市役所 商業労政課 雇用労政係

お問い合わせ内容▶ **障害者を雇用する企業への支援（補助金等）**

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号（市役所7階）

TEL 059-354-8417

✉ syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

FAX 059-354-8307



発行

四日市市商工農水部商業労政課

令和 7年 6月